

視聴覚機材の貸し出しについて

（貸し出しの対象団体）

原則として、学校・保育所・幼稚園・行政機関・自治会・企業及び市内で活動する社会教育関係団体・サークルです。

新規利用団体は、視聴覚機材使用団体登録申請書を提出してください。

（貸し出しの申請）

視聴覚機材借用申請書を提出し、借用の許可を受けてください。

（貸し出し条件）

- ① 原則として団体内で視聴すること。
- ② 視聴にあたっては、いかなる費用も徴収しないこと。
- ③ 他の者（団体・サークル含む）に又貸ししないこと。
- ④ 原則として視聴覚機材の1回の貸し出し期間は7日以内とする。
- ⑤ 長岡京市内で使用すること。

（貸し出しの取消）

視聴覚機材の遵守事項に違反する行為がある時は、使用の許可を取り消すことがあります。

（貸し出しの注意事項）

視聴覚機材を損傷したときは、返却のときに必ず申し出てください。

視聴覚機材を紛失したときは、賠償すること。

（貸し出し機材一覧）

- 1 プロジェクター
- 2 スクリーン

教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

〒617-0826 長岡京市開田1丁目1番1号

長岡京市役所北棟3階

TEL : 955-9534 FAX:955-9526

